

## 日本国環境省及び中華人民共和国環境保護部による 農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書

日本国環境省及び中華人民共和国環境保護部（以下「双方」という。）は、2007年4月に日中両国政府により署名された「日本国政府及び中華人民共和国政府による環境保護協力の一層の強化に関する共同声明」及び2007年12月に発表された「日本国政府と中華人民共和国政府との環境・エネルギー分野における協力推進に関する共同コミュニケ」を具体化し、中国の水汚染物質総量削減業務を積極的に支持するため、双方は、農村地域等における分散型排水処理モデル事業及び関連する事項の協力実施について、以下のとおり一致した。

### 一．事業の目標

双方は、水汚染物質総量規制分野に係る政策及び技術交流を強化し、モデル事業の実施を通じて、モデル地域の水汚染物質排出量を減少し、水環境を改善する。

### 二．事業の内容

#### (一) モデル事業実施地域の選定

双方は、現地調査を通じて、まず2008年に2つの代表的なモデル地域を選定し、農村地域等における分散型排水処理モデル事業の建設を実施する。この基礎の上に立って、その他のモデル地域の選定については、双方による協議を基礎とした上で中国環境保護部が確定する。

#### (二) モデル事業の実施方法

##### (1) 排水処理施設の建設

モデル地域の実地の状況に基づいて、現地に適応したモデル事業を実施し、一定規模を備えた分散型排水処理施設を建設する。

##### (2) 汚染物質排出削減管理研究の実施

モデル事業のモニタリング評価と効果分析、水汚染物質総量削減技術と管理指針等を主要な研究内容とする。

##### (3) セミナーの開催

双方は、適当な時期に中国において「日中汚染物質総量規制の理論と実践セミナー（仮称）」を共同で開催する。

### 三．事業の実施スケジュール

このモデル事業協力は2008年から開始し、実施期間は暫定的に3年と定める。まず中国重慶市と江蘇省の2つの地域でモデル事業協力を実施する。2009年以降の業務計画は2008年の事業実施の評価結果に基づき、双方が更に協議の上確定するものとする。

### 四．事業の実施

双方は、共同で事業を調整、組織して実施する。

### 五．その他の事項については、双方が協議した上で定める。

本覚書は、2008年5月6日に東京で署名され、日本語及び中国語により、それぞれ二通を作成した。